

令和6年度 第2回 富山県消費生活審議会でのご意見と対応について

番号	項目	ご意見	対応
第1章 計画策定の基本的な考え方／2計画の位置付け			
1	計画の位置付けのイメージ図	国の法律および県の条例、関連する県の他の基本計画や推進計画・プランとの関係が分かるイメージ図があれば分かりやすい。	資料3【6P】 本計画に關係する他計画等との関連図を追記しました。
第3章 計画の基本理念・基本方針・施策の内容／3施策の体系（一覧表）			
2	計画の全体像	「目次」だけでなく、「消費者基本計画 骨子」のような図をつけておけば、計画の全体像や内容の把握が容易になると思う。	資料3【32P、33P】 「3 施策の体系（一覧表）」を追記しました。
第3章／基本方針1 消費生活における安全・安心の確保			
3	価格上昇動向の追記	価格上昇の動きは止まる兆しが見通せない状況にあり、消費生活にも影響している。そこで、「価格上昇の動向」について記載してはどうか。	資料3【44P】 「エ 生活関連物資安定供給のための価格等情報提供」をアンダーライン部分のとおり修正しました。
4	とやま住まい情報ネットワークの説明	「住宅相談の実施」の施策の内容に記載されている「とやま住まい情報ネットワーク」は民間団体であり、県の機関と誤解する可能性があるので、説明が必要。	資料3【50P】 事業番号97をアンダーライン部分のとおり追記しました。
5	「メール相談受付」の文言修正	「エ 消費生活相談のデジタル化」の具体的施策「メール相談受付の実施」は、相談自体をメールのやり取りでできると誤解される可能性があるので、「メールによる相談受付」などと言い換えた方がよい。	資料3【50P】 事業番号101の施策名を「富山県電子申請システムによる消費生活相談の受付」に修正しました。 併せて、施策の内容をアンダーライン部分のとおり修正しました。

番号	項目	ご意見	対応
6	「契約解除」の文言修正	施策の方向性「ウ 弁護士会・司法書士会等の専門機関との連携」において、「消費生活相談の中には、多重債務問題や契約解除など・・・」と記載しているが、「契約解除」は「契約の解除・取消し」又は「契約の解消」などとする方が、実態に即している。	資料3【51P】 「ウ 弁護士会・司法書士会等の専門機関との連携」をアンダーライン部分のとおり修正しました。
第3章／基本方針2 消費者教育の推進と人材（担い手）育成			
7	文部科学省「学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（抜粋）」の追記	文部科学省から「学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（抜粋）」が出されており、そこには、消費者教育に関する内容が、教科別、段階的にまとめられているので、内容もとても分かり易い。そこで、「参考：学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（抜粋）」を追記しておけばよいのではないかと。	資料3【57P】 脚注に追記しました。
8	「学習の履修」の文言修正	「ア：学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の履修」と書かれているが、「履修」だと公的な教育機関で決められた内容を計画的に学習するような感じが、「履修」という言葉は適切でないと思う。「実践」などの方がいいのではないかと。	資料3【33P、57P、58P】 アンダーライン部分のとおり修正しました。
9	学習指導要領と関連のない具体的施策の削除（消費生活出前講座の実施）	具体的施策「ア 学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の実践」の中に、「消費生活出前講座の実施」があるが、これは「学習指導要領」とは直接関係がないのではないかと。	記載を削除しました。
10	再掲の必要がない具体的施策の削除（授業等における消費者教育の充実【再掲】）	「イ 成年年齢引下げに対応した消費者教育の推進」の具体的施策、「授業等における消費者教育の充実【再掲】」については、再掲する必要がないのではないかと。	記載を削除しました。

番号	項目	ご意見	対応
11	家庭と保護者への働きかけ	家庭と保護者への働きかけが必要であると考える。（「ア ライフステージに応じた出前講座の実施」の具体的施策として「親学び講座による家庭教育支援」が掲載されている。）	資料 3【60P】 「ア ライフステージに応じた出前講座の実施」をアンダーライン部分のとおり修正しました。
12	出前講座に該当しない具体的施策の削除（消費者カレッジの開催等）	「ア ライフステージに応じた出前講座の実施」の具体的施策、「消費者カレッジの開催」、「成年年齢引き下げに対する対策【再掲】」、「夏休み子ども生活・科学教室の開催」、「食品衛生月間事業」は「出前講座」に該当しないのではないかと。	記載を削除しました。
13	教員の専門性向上のための施策	教員に専門性を高めてもらうには、（独）国民生活センター等で実施されている教員向け研修等の情報提供や、県で研修派遣を 1 名でも派遣するような施策も今後検討してほしい。	新たに、事業番号 182「教員向け研修・教材の情報提供」を追記しました。
14	「デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」の文言修正	基本方針 2 の「（３）デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」の中に「②金融経済教育の推進」があることに違和感があるので、「（３） デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」の表記を内容にあわせて修正してはどうか。	資料 3【33P、67P】 基本方針 2 の（３）をアンダーライン部分のとおり修正しました。
15	G I G A スクールとの連携	施策の方向性「ア 学校等におけるデジタルリテラシーの向上」の記載にあたっては、「G I G A スクールとの連携」といった文言があってもよいのではないかと。	資料 3【67P】 「ア 学校等におけるデジタルリテラシーの向上」をアンダーライン部分のとおり修正しました。
第 3 章／基本方針 3 連携・協働による持続可能な社会の実現			
16	「エシカル消費」の文言修正	「ア エシカル消費の実践につながる普及啓発」の具体的施策、「エシカル消費の普及啓発」において、エシカル消費という用語はある程度普及しているので、頭に「倫理的な消費」と付けるよりも、「エシカル消費（倫理的な消費）」などと、倫理的な消費をカッコの中に入れておくぐらいがよいのではないかと。	資料 3【70P】 事業番号 202 をアンダーライン部分のとおり修正しました。

番号	項目	ご意見	対応
第3章／5用語解説			
17	消費者行政に関係する者の一覧表	消費生活に関係する様々な支援者がいることが計画を読んでよく分かった。(消費生活相談員、消費生活推進リーダー、くらしのアドバイザー、情報アドバイザー、消費者教育コーディネーター等々) この支援者の役割や連絡先などを一覧表にまとめたものをつけておけば、適切な支援を受け易いと思う。	資料3【77P】 「5 用語解説」、「(1) 消費者相談・消費者教育の担い手の説明」を追記しました。
第4章 計画の推進体制と進行管理			
18	計画の推進体制	「1 計画の推進体制」の部分で、「施策を実施する担当室課が互いに連携しながら、」というような記述を加えてはどうか。	資料3【81P】 「1 計画の推進体制」をアンダーライン部分のとおり修正しました。
19	計画の進行管理・評価	「2 計画の進行管理・評価」を「県民生活課において担当室課における施策の実施状況を把握し、」というような記述を加えてはどうか。	資料3【81P】 「2 計画の進行管理・評価」をアンダーライン部分のとおり修正しました。
20	評価指標「商品等選択時に消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合」	評価指標「商品等選択時に消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合」について、「エシカル消費」普及のためにも「エシカル」又は「エシカル消費」の文言を「目標項目」又は「内容」に入れてはどうか。	資料3【82P】 「商品等選択時に消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合」の内容をアンダーライン部分のとおり修正しました。